

藤沢市私道舗装に関する規則

昭和59年5月21日

規則第5号

改正 昭和61年12月5日規則第26号

平成4年4月14日規則第6号

平成17年3月30日規則第53号

平成19年3月30日規則第56号

平成21年3月19日規則第43号

(目的)

第1条 この規則は、私道の舗装を行うことにより、市民の生活環境の整備に資することを目的とする。

(平成21規則43・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規則において「私道」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(以下「公道」という。)以外の道で藤沢市内のものをいう。

(舗装の施行)

第3条 市は、幅員が1.8メートル以上の私道で、かつ、その両端が公道に接続しているものについて、次の各号に掲げる条件が具備されている場合には、私道の所有者又は使用権原を有する者の申請により、これを舗装するものとする。

- (1) 現に公衆の通行の用に供されていること。
- (2) 私道の境界が明確であること。
- (3) 地下埋設物が舗装工事に支障を来たさないこと。
- (4) 私道を舗装することについて、私道の所有者及び使用権原を有する者の全員が合意していること。
- (5) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第7号に規定する排水区域内の私道にあつては、既に同法第10条第1項の規定による排水設備の設置がなされているか、又は既に同法第2条第3号に規定する公共下水道が敷設されていること。

(平成4規則6・一部改正)

(舗装申請の手続)

第4条 前条の申請は、次の各号に掲げる図書を添付した私道舗装申請書(第1号様式)を市長に提出して行うものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地所有者の承諾書(第2号様式)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(昭和61規則26・平成4規則6・一部改正)

(舗装の諾否)

第5条 市長は、第3条の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査、現地の調査その他必要とする調査をして舗装の諾否を決定し、私道舗装承諾通知書(第3号様式)又は私道舗装不承諾通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(平成4規則6・一部改正)

(維持管理)

第6条 この規則の適用を受けて舗装された私道の維持管理は、当該私道の所有者及び使用権原を有する者が行うものとする。

(平成4規則6・一部改正、平成21規則43・旧第14条繰上)

(舗装打換の施行)

第7条 市は、前条の規定にかかわらず、この規則の適用を受けて舗装された私道の舗装の老朽化が著しい場合は、当該私道の舗装の打換を施行することができる。

2 第3条から第5条までの規定は舗装打換の施行について準用する。

(平成4規則6・追加、平成21規則43・旧第15条繰上・一部改正)

(掘削の制限)

第8条 この規則の適用を受けて舗装された私道は、舗装施工後3年間は掘削できないものとする。ただし、市長が公益上必要があると認めて承認したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けようとする者は、別に定めるところにより申請しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により私道を掘削した者は、その掘削箇所を原状に復さなければならない。

(平成4規則6・旧第15条繰下、平成21規則43・旧第16条繰上)

(通行拒否の禁止)

第9条 他に特別の定めがある場合を除き、何人も第3条の規定に基づき舗装された私道の公衆の通行を拒んではならない。

(平成4規則6・旧第16条繰下・一部改正、平成21規則43・旧第17条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第3章及び第4章中私道舗装の助成に関する規定は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和59年6月規則第10号により同年7月1日から施行)

附 則(昭和61年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第53号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第56号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第43号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の第8条の規定により申請があつたものについては、なお従前の例による。

第1号様式(第4条関係)

(平成4規則6・全改)

第2号様式(第4条関係)

(平成4規則6・全改)

第3号様式(第5条関係)

(平成4規則6・全改)

第4号様式(第5条関係)

(平成4規則6・全改)